

第10期事業年度

事業報告

自 令和3年 4月 1日
至 令和4年 3月 31日

株式会社 農林漁業成長産業化支援機構

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当社は、平成24年に制定された「株式会社農林漁業成長産業化支援機構法」（以下「機構法」という。）に基づき、平成25年の開業から、我が国農林漁業が農林漁業者の所得を確保し、農山漁村において雇用機会を創出することができる成長産業となるようにするため、農林漁業者が主体となって新たな事業分野を開拓する事業活動等に対し、出融資や経営支援を実施してまいりました。

令和元年12月、農林水産省は、令和3年度以降、新たな出資の決定を行わないこと等の方針を定め、当社に対し、投資計画の見直しを指示いたしました。この指示を受け、当社は、新規の出資決定は、令和2年度までとすること及び回収業務は、令和7年度までを目途に行い、投資回収の最大化に向けて取り組むこと等を内容とする「損失を最小化するための改善計画」を策定し、令和2年5月に公表した上で、本計画に即した業務運営を行ってまいりました。

令和2年度までの通算では、出資決定件数は163件（うち直接出資29件）、出資決定額は約204億3千万円（うち当社出資分約159億4千万円）、資本性劣後ローンの融資総額は約19億8千万円となっています。

なお、サブファンドの支援決定総額は約750億円（うち当社分約375億円）となっています。

① 出融資業務

当期においては、出資13件（うち直接出資2件）、資本性劣後ローン4件の回収を行いました。

その結果、当期末における貸借対照表の営業投資有価証券は97億9千万円、営業貸付金は12億2千1百万円となりました。

なお、当期において、3サブファンドの投資事業有限責任組合契約が終了したことなどにより、当期末時点でサブファンド数37、出資決定総額464億7千万円（うち当社出資額232億3千万円）となっています。

② その他

中長期に及ぶ経費削減のため、令和3年11月の事務所移転や職員の定員削減等により、経費の削減に努めました。

こうした事業活動の結果、当期において、売上高は営業投資有価証券の売却収入を主なものとして、10億7千万円となりました。

一方、売上原価は、営業投資有価証券の減損処理を主なものとして、29億9千3百万円となりました。また、販売費及び一般管理費は6億1千6百万円となり、これらを踏まえた結果、当期の業績は、経常損失25億2千1百万円（前期10億4千9百万円）、当期純損失25億5千5百万円（前期10億5千1百万円）となりました。

(2) 設備投資等の状況

前述のとおり、中長期に及ぶ経費削減のため、当期に事務所移転を行ったこと等に伴い当期の設備投資につきましては、建物附属設備、器具備品、リース資産及びソフトウェアの取得を行いました。その結果、当期の設備投資額は、3千6百万円となっております。

(3) 対処すべき課題

今後も、「損失を最小化するための改善計画」に即した業務運営を行ってまいります。今後、令和2年度までに出資を行った先からの投資回収の最大化が重要な取組にな

ることから、出資先の経営状況を随時適確に把握し、適時適切な経営支援を行うことにより、出資先の企業価値の向上に努めてまいります。

これらの取組に併せて、当社の管理経費についても、不断の見直しを行い、経費の削減に取り組んでまいります。

(4) 財産及び損益の状況

(単位：千円)

区 分	第 7 期 (30. 4. 1～ 31. 3. 31)	第 8 期 (31. 4. 1～ 令和 2. 3. 31)	第 9 期 (2. 4. 1～ 3. 3. 31)	第 10 期 (3. 4. 1～ 4. 3. 31)
経 常 損 失	2, 829, 548	1, 209, 746	1, 049, 829	2, 521, 472
当 期 純 損 失	2, 869, 927	1, 216, 224	1, 051, 212	2, 555, 011
1 株 当 たり 当 期 純 損 失 (円)	4, 498	1, 906	1, 647	4, 004
総 資 産	22, 856, 309	21, 774, 664	21, 183, 853	18, 544, 755
純 資 産	22, 663, 314	21, 556, 791	20, 821, 349	18, 159, 724
1 株 当 たり 純 資 産 額 (円)	35, 520	33, 785	32, 633	28, 461

(5) 重要な親会社及び子会社の状況

- ① 親会社との関係
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況
該当事項はありません。

(6) 主要な事業内容

当社の主な事業は次のとおりとなっております。

- ① 支援対象事業者（6次産業化・地産地消法に基づく総合化事業計画の認定事業者）、支援対象事業再編等事業者（支援法に基づく事業再編等計画の認定事業者）及び支援対象認定事業者（食品等流通法に基づく食品等流通合理化計画の認定事業者）に対する出資
- ② サブファンド（支援対象事業者、支援対象事業再編等事業者及び支援対象認定事業者に対し資金供給その他の支援を行う団体）に対する出資
- ③ サブファンドに対する基金の拠出
- ④ 支援対象事業者、支援対象事業再編等事業者及び支援対象認定事業者に対する資金の貸付け
- ⑤ 支援対象事業者、支援対象事業再編等事業者及び支援対象認定事業者が発行する有価証券並びに支援対象事業者、支援対象事業再編等事業者及び支援対象認定事業者が保有する有価証券の取得
- ⑥ 支援対象事業者、支援対象事業再編等事業者及び支援対象認定事業者に対する金銭債権並びに支援対象事業者、支援対象事業再編等事業者及び支援対象認定事業者が保有する金銭債権の取得
- ⑦ 支援対象事業者、支援対象事業再編等事業者及び支援対象認定事業者の発行する社債及び資金の借入に係る債務の保証
- ⑧ 上記②の資金供給その他の支援に関し、契約内容の適正化その他当該資金供給その他の支援の対象となった対象事業者の保護を図り、及び我が国農林漁業の安定的な成長発展の見地に立った対象事業活動支援を行うため必要なサブファンドに対する指導、勧告その他の措置
- ⑨ 対象事業活動を行い、又は行おうとする事業者、事業再編又は事業参入を実施し、又

は実施しようとする事業者及び食品等流通合理化事業を実施し、又は実施しようとする者に対する専門家の派遣

- ⑩ 対象事業活動を行い、又は行おうとする事業者、事業再編又は事業参入を実施し、又は実施しようとする事業者及び食品等流通合理化事業を実施し、又は実施しようとする者に対する助言
- ⑪ 保有する株式、新株予約権、持分又は有価証券の譲渡その他の処分
- ⑫ 債権の管理及び譲渡その他の処分
- ⑬ 上記①～⑫に掲げる業務に関連して必要な交渉及び調査
- ⑭ 対象事業活動及び対象事業者、事業再編及び事業参入並びに認定事業再編等事業者並びに食品等流通合理化事業及び認定事業者に対し資金供給その他の支援を行う事業活動を推進するために必要な調査及び情報の提供
- ⑮ 上記①～⑭に掲げる業務に附帯する業務
- ⑯ 上記①～⑮に掲げるもののほか、機構の目的を達成するために必要な業務

(7) 主要な営業所

- ① 本社
東京都千代田区神田駿河台三丁目2番地1
- ② 主要な子会社の事業所
該当事項はありません。

(8) 従業員の状況（令和4年3月31日現在。出向者含む。契約社員を除く。）

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
17名	▲1名	52.4歳	4.1年

(9) 主要な借入先（令和4年3月31日現在）

該当事項はありません。

(10) 会社の現況に関するその他の重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項（令和4年3月31日現在）

(1) 発行可能株式総数 4,000,000株

(2) 発行済株式の総数 638,040株

(3) 株主数 12名

(4) 大株主

株主名	当社への出資状況	
	持株数	出資比率
財務大臣	600,000株	94.04%
カゴメ株式会社	6,000株	0.94%
農林中央金庫	6,000株	0.94%
ハウス食品グループ本社株式会社	6,000株	0.94%
味の素株式会社	4,000株	0.63%
キッコーマン株式会社	4,000株	0.63%
キューピー株式会社	4,000株	0.63%

株式会社商工組合中央金庫	2,000 株	0.31 %
日清製粉株式会社	2,000 株	0.31 %
野村ホールディングス株式会社	2,000 株	0.31 %
明治安田生命保険相互会社	2,000 株	0.31 %
トヨタ自動車株式会社	40 株	0.01 %

(5) その他株式に関する重要な事項（令和4年3月31日現在）

該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役、監査役の氏名等（令和4年3月31日現在）

会社における地位	氏名	重要な兼職の状況
取締役会長	堀 紘一	
代表取締役社長	光増 安弘	
取締役専務	高橋 孝雄	
取締役	北川 岳史	キューピー株式会社経営推進本部副本部長 兼経営企画部長
取締役	三輪 泰史	株式会社日本総合研究所 創発戦略センター エキスパート（農学）
監査役	篠原 修	G Sデザイン会議代表 東京大学名誉教授 政策研究大学院大学名誉教授 エンジニア・アーキテクト協会会長

(注) 取締役の北川岳史及び三輪泰史の2氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。また、監査役は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

(2) 取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	支給人数	報酬等の額	摘 要
取締役	2 人	36,264千円	
監査役	1 人	2,000千円	
計	3 人	38,264千円	

(3) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

該当事項はありません。

② 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

③ 当期における主な活動状況（農林漁業成長産業化委員会における活動を含む。）

区 分	氏 名	主な活動状況
取締役 兼 農林漁業成長産業化委員	北川 岳史	当期開催の取締役会11回全て、農林漁業成長産業化委員会11回全てに出席。食品産業代表として、社外の立場から発言。
取締役 兼 農林漁業成長産業化委員	三輪 泰史	当期開催の取締役会11回のうち10回、農林漁業成長産業化委員会11回のうち10回に出席。農業、食品産業、林業など幅広い分野

		に関する豊富な知識と企業経営に対する深い見識を有し、社外の立場から発言。
監査役	篠原 修	当期開催の取締役会11回全て、農林漁業成長産業化委員会11回全てに出席。学識経験者としての経験を活かし、社外の立場から発言。

④ 責任限定契約の内容の概要

当社は、定款において、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）及び監査役との間で責任限定契約を締結することができる旨の規定を設けております。当社は、当該定款に基づき、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）及び監査役全員との間で、当該役員がその職務を行うにつき善意でありかつ重大な過失がなかったときは、会社法第427条第1項に定める最低責任限度額を限度として、損害賠償責任を負担する旨の責任限定契約を締結しております。

⑤ その他会社役員に関する重要な事項

該当事項はありません。

⑥ 記載内容についての社外役員の意見

該当事項はありません。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

あかり監査法人

(2) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(3) 当期に係る会計監査人の報酬等の額（消費税を含みません。）

区 分	金 額
会計監査人としての報酬等の額	6,000千円

(4) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

6. 業務の適正を確保するための体制等の整備について

当社は、会社法及び会社法施行規則の定めに従い、取締役会において、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要な体制の整備について、次のとおり決議し、以下の体制の下で、適正に業務を遂行しております。

(1) 職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

① 役職員が事業活動のあらゆる局面においてコンプライアンスを最優先する体制の構築を目的として、取締役会決議により「コンプライアンス規程」を定めています。

ア. 当社は、「コンプライアンス規程」に基づき、コンプライアンスに関する事項を審議するコンプライアンス委員会及びコンプライアンスを統括するコンプライアンス主管部を設置し、コンプライアンス推進の体制を整備しております。

イ. 当社は、役職員が遵守すべき法令及び社内ルールの具体的内容を明示した「コンプライアンス・マニュアル」を整備し、研修等によりコンプライアンスの徹底を図っております。

ウ．当社は、法令又は社内ルールの違反が生じた場合の報告ルールを定めるとともに、通常の報告ルートのほかには社内にホットライン（内部通報制度）を設け、その利用につき役職員に通知しております。

- ② 当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体に対しては、警察や弁護士等とも連携して、毅然とした姿勢で組織的に対応することとしております。
- ③ 当社は、取締役会決議により「内部監査規程」を定め、被監査部署以外の部署に所属する職員の中から代表取締役社長が指名する者により、実効性のある内部監査を実施しております。

（２）リスク管理に関する体制

- ① 業務執行に係るリスクの把握と管理を目的として、取締役会決議により「リスク管理規程」を定めています。
- ② 当社は、「リスク管理規程」に基づき、リスクの低減と防止のための活動及び危機発生に備えた体制整備を行っております。当期においては、８回のリスク管理委員会を開催し、緊急時における当社幹部への社長指示等の伝達体制の改正等を行いました。
- ③ 緊急事態が発生した場合には、代表取締役社長を本部長とする対策本部を速やかに組織し、緊急事態への対応とその速やかな収拾に向けた活動を行います。

（３）取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役会は、適切に経営管理を行います。
- ② 当社は、「組織規程」及び「職務権限規程」に基づいて業務運営を行う体制とし、分業体制による業務の専門化・高度化を図っております。また、こうした体制の中で、重要度に応じて職務権限を委任できることとし、意思決定手続の機動性向上を図っております。

（４）取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、「文書管理規程」を定め、重要な会議の議事録等、取締役の職務の執行に係る重要な文書等は、同規程の定めるところに従い、適切に保存及び管理を行っております。

（５）サブファンド及び直接出資先における業務の適正を確保するための体制

① サブファンドに関する体制

当社は、株式会社農林漁業成長産業化支援機構支援基準（平成24年12月11日農林水産省告示第2556号）、株式会社農林漁業成長産業化支援機構事業再編等支援基準（平成29年8月1日農林水産省告示第1306号）及び株式会社農林漁業成長産業化支援機構食品等流通合理化事業等支援基準（平成30年10月23日農林水産省告示第2336号）に基づき、サブファンドが同支援基準に規定する事項に則して対象事業活動に対する支援を行っているか否かを確認するとともに、サブファンドに対し必要な監督を行っております。

ア．重要な意思決定に係る機構の同意

当社は、サブファンドとの組合契約その他契約において、対象事業者に対する出資又は当該出資に係る株式若しくは持分の譲渡その他の処分の決定を行うときは、あらかじめ、当社の同意を得ることを定めなければならないこととしております。

イ．報告の徴収等

当社は、定期的に、又は必要に応じて、サブファンドの出資者であってその業務を執行する者（以下「業務執行者」という。）に事務の処理の状況その他事項に関し報告をさせ、又はサブファンドの業務及び財産の状況を検査するものとしております。

ウ．指導、勧告その他の措置等

当社は、必要に応じて、機構法、支援法及び食品等流通法の規定による指導、勧告その他の措置を行うものとし、当該サブファンドが当該措置に従わないときは、業務

執行者の解任の提案その他の措置を行うものとしております。

② 直接出資先に関する体制

当社は、直接出資先に対して株主権を適切に行使するとともに、直接出資先との間で締結した投資契約書に基づき、経営に関する当社への情報開示、重要事項についての当社の事前同意、取締役会へのオブザーバー派遣など、当該契約上の義務履行を求めることで、直接出資先に対して必要な監督を行うものとしております。

(6) 監査役の監査に対する体制

① 監査役への報告に対する体制

ア．当社は、役職員が当社の業務執行の状況その他必要な情報を監査役に報告する体制を整えております。

イ．当社は、役職員が当社の信用又は業績について重大な被害を及ぼす事項若しくはそのおそれのある事項を発見した場合にあっては、監査役に対し当該事項を報告する体制を整えております。

ウ．当社は、監査役が職務の遂行に必要となる事項について、役職員に対して随時その報告を求めた際に、当該報告を求められた者は当該事項を報告する体制を整えております。

② 監査役 of 職務を補助すべき職員に関する事項

ア．監査役の求めに応じて、監査役の職務を補助すべき職員を監査に必要な事務に就かせるものとしております。

イ．監査役の職務を補助する使用人の人事など当該使用人の独立性に関する事項は、監査役の意向を尊重しております。

③ 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

上記項目に加え、監査役に対して、代表取締役、会計監査人との定期的な会合開催を確保しております。

本事業報告に記載の金額等は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しています。

貸 借 対 照 表

(令和4年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流 動 資 産	16,446,187	流 動 負 債	115,209
現金及び預金	6,052,905	リ ー ス 債 務	3,990
営業投資有価証券	9,790,084	未 払 金	13,000
営 業 貸 付 金	1,221,100	未 払 費 用	2,370
前 払 費 用	4,748	未 払 法 人 税 等	84,952
未 収 入 金	10,263	賞 与 引 当 金	6,355
そ の 他	12,064	役 員 賞 与 引 当 金	1,497
貸 倒 引 当 金	△644,978	そ の 他	3,042
固 定 資 産	2,098,567	固 定 負 債	269,820
有 形 固 定 資 産	0	リ ー ス 債 務	8,607
建 物	3,110	退 職 給 付 引 当 金	39,728
工具、器具及び備品	3,069	役員退職慰労引当金	12,567
リ ー ス 資 産	1,759	繰 延 税 金 負 債	208,918
減価償却累計額	△7,939		
		負債合計	385,030
無 形 固 定 資 産	0	(純資産の部)	
商 標 権	0	株 主 資 本	17,840,865
ソ フ ト ウ ェ ア	0	資 本 金	17,551,000
		資 本 剰 余 金	14,351,000
投資その他の資産	2,098,567	資 本 準 備 金	14,351,000
投 資 有 価 証 券	2,076,400	利 益 剰 余 金	△14,061,134
敷金及び保証金	22,167	その他利益剰余金	△14,061,134
		繰越利益剰余金	△14,061,134
		評価・換算差額等	318,858
		その他有価証券評価 差額金	318,858
		純 資 産 合 計	18,159,724
資 産 合 計	18,544,755	負債・純資産合計	18,544,755

(記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。)

損 益 計 算 書

（ 自 令和3年4月 1日
至 令和4年3月31日 ）

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		1, 070, 636
売 上 原 価		2, 993, 928
売 上 総 損 失		1, 923, 291
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		616, 333
営 業 損 失		2, 539, 625
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	58	
有 価 証 券 利 息	17, 883	
雑 収 入	210	18, 152
経 常 損 失		2, 521, 472
特 別 損 失		
減 損 損 失	32, 328	
固 定 資 産 除 却 損	0	32, 328
税 引 前 当 期 純 損 失		2, 553, 801
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税		1, 210
当 期 純 損 失		2, 555, 011

(記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。)

株主資本等変動計算書

自 令和3年4月 1日
至 令和4年3月31日

(単位：千円)

	株 主 資 本				評価・換算 差額等	純資産合計
	資 本 金	資 本 金	利 益	株主資本 合 計	その他有価 証券評価差 額金	
		資 本 金	剰 余 金			
			繰越利益 剰 余 金			
当期首残高	17, 551, 000	14, 351, 000	△11, 506, 122	20, 395, 877	425, 472	20, 821, 349
当期変動額						
当期純損失			△2, 555, 011	△2, 555, 011		△2, 555, 011
株主資本以 外の項目の当 期変動額（純 額）					△106, 614	△106, 614
当期変動額合 計	－	－	△2, 555, 011	△2, 555, 011	△106, 614	△2, 661, 625
当期末残高	17, 551, 000	14, 351, 000	△14, 061, 134	17, 840, 865	318, 858	18, 159, 724

(記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。)

個 別 注 記 表

記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

(営業投資有価証券を含む)

市場価格のない株式等以外のもの

期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は個別法により算定）によっております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法によっております。投資事業有限責任組合（以下「サブファンド」といいます。）への出資については、直近の決算書を基礎とし、サブファンドの収益、費用及び出資金残高のうち、当社の持分相当額をそれぞれ、売上、売上原価及び営業投資有価証券として計上しております。

匿名組合への出資持分については、直近の決算書を基礎とし、匿名組合の収益、費用のうち、当社の持分相当額を純額で売上又は売上原価として、匿名組合の出資金残高のうち当社の持分相当額を営業投資有価証券として計上しております。

(2) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

貸付金等の債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給対象期間に対応する支給見込額を計上しております。

③ 役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支出に充

④ 退職給付引当金

てるため、支給対象期間に対応する支給見込額に基づき計上しております。

従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務を計上しております。退職給付債務の算定にあたり、職員退職金規程に基づく期末自己都合退職金要支給額を退職給付債務とする簡便法を採用しております。

⑤ 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、役員退職金規程に基づく期末要支給額を計上しております。

(3) 収益及び費用の計上基準

売上高及び売上原価

売上高には営業投資有価証券の売却高、受取配当金、投資事業組合及び匿名組合の収益、営業貸付金の受取利息を計上し、売上原価には売却した営業投資有価証券の帳簿価額、減損損失、投資事業組合及び匿名組合の費用を計上することとしております。

(4) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税込方式によっております。

2. 会計上の見積りに関する注記

(1) 営業投資有価証券の減損損失

① 当事業年度に係る計算書類に計上した金額 2,022,520 千円

② 営業投資有価証券（サブファンドの投資先を含む）の実質価額が取得原価に比べて 50%以上低下した場合、取得原価の減額を行うとともに減損損失を計上しております。但し、当社又はサブファンドの投資先の事業計画等をもとに個別に検証した結果、実質価額について回復可能性が認められる場合、取得原価の減額を行っておりません。

新型コロナウイルス感染症（以下、本感染症）の拡大により当社の投資先の業績への影響が見込まれます。本感染症の収束時期を合理的に予測することは困難であるものの、令和 4 年 4 月以降も一定期間にわたり本感染症の影響が継続するという仮定のもと、営業投資有価証券の減損損失に係る会計上の見積りを行っております。

なお、本感染症の収束時期は不透明であり、上記の仮定に変化が生じた場合、

または投資先の事業環境に変化が生じた場合、翌事業年度以降に係る計算書類において営業投資有価証券の減損損失が追加で発生する可能性があります。

(2) 営業貸付金に対する貸倒引当金

- ① 当事業年度に係る計算書類に計上した金額 644,978 千円
- ② 営業貸付金の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については投資先の事業計画等をもとに個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

本感染症の拡大により当社の融資先の業績への影響が見込まれます。本感染症の収束時期を合理的に予測することは困難であるものの、令和4年4月以降も一定期間にわたり本感染症の影響が継続するという仮定のもと、営業貸付金に対する貸倒引当金に係る会計上の見積りを行っております。

なお、本感染症の収束時期は不透明であり上記の仮定に変化が生じた場合、または投資先の事業環境に変化が生じた場合、翌事業年度以降に係る計算書類において貸倒引当金の引当が追加で発生する可能性があります。

3. 会計方針の変更に関する注記

「時価の算定に関する会計基準」等の適用

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、貸借対照表及び損益計算書に与える影響はありません。

4. 貸借対照表に関する注記

該当事項はありません。

5. 損益計算書に関する注記

該当事項はありません。

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における発行済株式の総数 普通株式 638,040 株

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

繰越欠損金	2,977,800	千円
貸倒引当金	197,492	千円
減価償却費	12,994	千円
未払事業税	25,642	千円
減損損失	1,036,576	千円
その他有価証券評価差額金	47,312	千円
その他	21,314	千円
繰延税金資産小計	4,319,133	千円
評価性引当額	<u>△4,319,133</u>	千円
繰延税金資産合計	—	千円

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	<u>△208,918</u>	千円
繰延税金負債合計	<u>△208,918</u>	千円
繰延税金負債の純額	<u>△208,918</u>	千円

8. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社は、株式会社農林漁業成長産業化支援機構法に定められた支援基準に基づき、投資活動を行っています。投資活動を行うための資金需要については、必要な資金を自己資本や借入によって調達することとしています。なお、当期において借入の実績はありません。

また、資金運用は、資金の流動性及び安全性を確保するため、短期的な預金に加えて、財務基盤強化のため、有価証券（地方債等）により運用を行っております。

② 金融商品の内容及びそのリスク

当社が保有する営業投資有価証券は、支援対象事業体に対する出資金及びサブファンド及び匿名組合に対する出資金であります。当社が投資を行っている支援対象事業体は上場企業及び非上場企業、サブファンドが投資を行っている支援対象事業体は非上場企業であり、流動性リスクや価格変動リスク等があります。また、匿名組合に対する出資金については、発行体の信用リスク等があります。

営業貸付金は、支援対象事業体に対する劣後ローンであり、信用リスク等が

あります。

預金は、短期的な運用であるため、市場価格等の変動リスクはほとんどありません。また、地方債等については、長期的な運用であります。安全性の高い金融資産に限定しているため信用リスクや価格変動リスク等はほとんどないと認識しております。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

サブファンドのリスクの管理は、サブファンドの投資先の経営状況を随時モニタリングし、財務状況の悪化、事業計画の遅延等の早期把握に努めております。

また、匿名組合のリスクの管理は、財務状況の悪化、事業計画の遅延等の早期把握に努めております。

支援対象事業体に対する劣後ローン及び出資金のリスク管理は、上記と同様に支援先の経営状況を随時モニタリングし、財務状況の悪化、事業計画の遅延等の早期把握に努めております。

④ 金融商品の時価等に係る事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価格のほか、市場価格が得られない場合には合理的に算定された価格が含まれております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

令和4年3月31日現在における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりとなっております。

(単位：千円)

区 分	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 営業投資有価証券	1,309,930	1,309,930	—
(2) 営業貸付金	1,221,100	—	
貸倒引当金 (*1)	△641,845	—	
	579,254	579,254	—
(3) 投資有価証券	2,076,400	2,076,400	—
資 産 計	3,965,585	3,965,585	—

(*1) 営業貸付金については、個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

(注1) 現金及び預金、未収入金、未払金、未払法人税等は、短期間で決済されるものであるため、時価が帳簿価格と近似していることから、記載を省略しております。

(注 2) 金融商品の時価の算定方法に関する事項は次のとおりであります。

資産

(1) 営業投資有価証券

株式については、取引所の価格によっております。

(2) 営業貸付金

一般債権については、時価が帳簿価額に近似しているため、帳簿価額をもって時価としております。

貸倒懸念債権については、投資先の事業計画等を基に貸倒見積高を算出しているため、時価は当事業年度末における貸借対照価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額をもって時価としております。

(3) 投資有価証券

債券については、日本証券業協会の売買参考統計値の価格によっております。

(注 3) 市場価格のない株式等及び出資金は、上表には含まれておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区 分	貸借対照表計上額（千円）
営業投資有価証券に属するもの サブファンド及び匿名組合の出 資持分(*1)	3,352,407
営業投資有価証券に属するもの 非上場株式(*2)	5,127,747

(*1) サブファンド及び匿名組合への出資金は、貸借対照表に持分相当額を純額で計上しています。そのため、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針 31 号 2021 年 6 月 17 日）第 24 - 16 項に従い、時価開示の対象に含めておりません。なお、当事業年度において、247,903 千円の減損処理を行っております。

(*2) 非上場株式は市場価格がないため、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第 19 号 2020 年 3 月 31 日）第 5 項に従い、時価開示の対象としておりません。なお、当事業年度において、1,774,616 千円の減損処理を行っております。

(注 4) 金銭債権及び満期のある有価証券の償還予定額は次のとおりです。

区 分	1 年以内 (千円)	1 年超 5 年以内 (千円)	5 年超 10 年以内 (千円)	10 年超 (千円)
営業貸付金	-	1, 171, 100	50, 000	-
投資有価証券	-	1, 000, 000	1, 000, 000	-

9. 関連当事者との取引に関する注記

該当事項はありません。

10. 1 株当たり情報に関する注記

1 株当たり純資産額	28, 461 円 73 銭
1 株当たり当期純損失 (△)	△4, 004 円 46 銭

11. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

12. 追加情報

当該事業年度において、以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

場所	用途	種類	金額 (千円)
東京都千代田区	事業用資産	有形固定資産及び 無形固定資産	32, 328

当社は、事業用資産については全社単位でグルーピングを行っております。上記事業用資産は、収益性の低下により投資の回収が見込めなくなったため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。

なお、回収可能価額は使用価値により測定しておりますが、将来キャッシュ・フローが見込めないため備忘価額と評価しております。

独立監査人の監査報告書

令和4年5月16日

株式会社農林漁業成長産業化支援機構
取締役会 御中

あかり監査法人
東京事務所
指 定 社 員 公認会計士
業務執行社員

指 定 社 員 公認会計士
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社農林漁業成長産業化支援機構の令和3年4月1日から令和4年3月31日までの第10期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

重要な会計上の見積りに関する注記に記載されているとおり、会社は、令和4年4月以降も一定期間にわたり新型コロナウイルス感染症の影響が継続するという仮定のもと、営業投資有価証券の減損損失及び営業貸付金に対する貸倒引当金に係る会計上の見積りを行っている。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監

独立監査人の監査報告書 謄本

査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意

独立監査人の監査報告書 謄本

見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

私監査役は、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの第10期事業年度の取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

私監査役は、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第2項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。
また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人あかり監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

令和4年5月16日

株式会社 農林漁業成長産業化支援機構

監 査 役 篠 原 修 印